工事中の消防計画書

管理権原者 印

工事施工者 印

（目的）

第１条 この計画は， 工事中における防火管理について必要な事項を定め，工事に伴う火災等の災害を予防し，工事中の安全を確保することを目的とする。

（工事従事者等の義務）

第２条 工事に従事する者及び資材搬入等のために出入りする者は，この計画を遵守し，火災等の災害の防止に努めなければならない。

（統括防火管理者及び防火責任者）

第３条 防火管理に関する業務を円滑に行うため統括防火管理者及び工事の種別ごとに防火責任者を置くものとする。 （別紙１参照）

（火災発生時の任務分担）

第４条 火災等災害発生時の任務分担は次のとおりとする。 （別紙２参照）

２ 各任務担当者は，工事の進行状況に合わせ災害発生時の使用電話，避難経路等を常に把握しておかなければならない。

（統括防火管理者の業務）

第５条　統括防火管理者は，防火管理についての一切の権原と責任を有し，次の業務を行う。防火責任者は，統括防火管理者の監督の下に当該工事種別に係る防火管理を行う。

1. この消防計画の変更等についての検討
2. 工事従事者に対する防火教育，監督
3. 火気使用設備器具，石油類，可燃性ガス，電気設備等の点検実施監督
4. 所轄消防署及び関係者への連絡
5. 火気取扱いの規制，その他防火管理上必要な事項

（作業終了時の点検・報告）

第６条 各防火責任者は，毎日作業終了時に火気使用設備等，電気設備，喫煙所等の火気の点検を行い，統括防火管理者に報告しなければならない。

（避難経路の確保）

第７条 工事用資材等は，避難経路に置かない。

２ 資材等は，荷くずれなどによる通路閉鎖などの支障がないように置き，

常に避難経路を確保すること。

（危険物等の取扱い）

第８条　工事に使用するガソリン，軽油，油性塗料，プロパンガス等は，容器への品名表示，転倒落下のおそれのない措置等各々適切な方法で保管する。

２　保管場所には「火気厳禁」の表示をする。

（火気使用設備等）

第９条　溶接，溶断機，グラインダー，トーチランプ，アスファルト溶解設備， 暖房器具等を使用する場合は，周囲の可燃物を除去し又は不燃材料による遮へいを設けて行う。

（喫煙）

第 10 条 喫煙に危険がなく管理に便利な場所を喫煙所と定め「喫煙所」の表示をする。

２ 「喫煙所」以外での喫煙を禁止する。

３ 喫煙所には，灰皿として水バケツを備える。

４ 喫煙所は，工事の進行状況により変更する。

（消火器の設置）

第 11 条 次の場所に消火器を設置する。

(1)　第８条，第９条，第 10 条に規定する場所

(2)　各階ごとに，各部分から歩行距離が 20ｍ以下となる場所の通路

（異常気象時の巡視）

第 12 条 強風，地震，大雨等の異常気象時には，工務課員は工事中の建物の巡視を行い被害の未然防止にあたる。

（計画書の周知）

第13 条 この計画は各種工事の着手前に統括防火管理者から防火責任者を通じ， すべての工事従事者に周知するものとする。

付 則

この消防計画は，　　 年 月 日から実施する。

別紙１

防火管理組織



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 統括防火管理者 | 工 事 種 別 | 施 工 会 社 | 防 火 責 任 者 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

別紙２



災害発生時の任務分担

通報係１１９

指揮者

連絡係

初期消火係避難誘導係

副指揮者

消防隊への情報係

連絡係

工作係

防火戸の閉鎖等